

## 昭和四十九年厚生省令第三十四号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則  
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第四条第一項  
及び第二項並びに第八条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

（家庭用品の基準）

**第一条** 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により指定する家庭用品は、別表第一の有害物質の欄の区分に応じ同表の家庭用品の欄に掲げるとおりとし、同項の規定により定める基準は、同表の家庭用品の欄の区分に応じ同表の基準の欄に掲げるとおりとする。

**第二条** 法第四条第二項の規定により指定する家庭用品は、別表第二の家庭用品の欄に掲げるとおりとし、同項の規定により定める基準は、同表の基準の欄に掲げるとおりとする。（法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員）

**第三条** 法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 食品衛生監視員（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第二号又は第三号に該当する者に限る。）

二 薬事監視員（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第六十八条第一号又は第二号に該当する者に限る。）

三 次のいずれかに該当する職員

イ 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、農学、水産学、理学、工学、保健学、衛生学又は家政学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

**第四条** 家庭用品衛生監視員は、法第七条第一項の規定により家庭用品を収去しなければならない。

（取去証）  
第五条 法第七条第三項に規定する証明書は、様式第一によるものとする。

（身分を示す証明書）

附 則（昭和五一年九月二十四日厚生省令第四〇号）

1 この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一中有机水銀化合物に係る部分は、昭和五十年一月一日から、同表中ホルムアルデヒドに係る部分は、同年十月一日から施行する。

附 則（昭和五一年九月二十四日厚生省令第四〇号）

この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中ヘキサクロルエボキシオクタヒドロエンジメタノナフタリン（別名デイルドリン）に係る部分は、同年十月一日から施行する。

附 則（昭和五三年九月二七日厚生省令第六四号）

この省令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中トリフエニル錫化合物に係る部分は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和五四年一二月一八日厚生省令第六六号）

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年七月二七日厚生省令第五四号）

この省令は、昭和五十六年九月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中四・六一ジクロル一七一二・四・五一トリクロルフエノキシ）一一トリフルオルメチルベンズイミダゾール及びメタノールに係る部分は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年五月二七日厚生省令第二八号）  
この省令は、昭和五八年十月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一二日厚生省令第三二号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

第八条の規定の施行の際現に家庭用品衛生監視員が携帯する証明書は、同条の規定による改正後の様式による証明書とみなす。

附 則（平成元年三月二十四日厚生省令第一〇号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適當でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成九年九月三〇日厚生省令第七五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一一年一〇月一日厚生省令第八七号）  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一六年二月六日厚生労働省令第一二号）抄  
この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（施行期日）  
（様式に関する経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一六年二月六日厚生労働省令第一二〇号）抄  
この省令は、平成十六年六月十五日から施行する。

（施行期日）  
（経過措置）

この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一二二号）抄  
この省令は、平成十六年七月九日から施行する。

（施行期日）  
（経過措置）

この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二六日厚生労働省令第四六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
（経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二一年三月二六日厚生労働省令第四六号）  
この省令は、平成二一年三月二六日から施行する。

（施行期日）  
（経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年七月九日厚生労働省令第一二四号）  
この省令は、平成二七年七月九日から施行する。

（施行期日）  
（経過措置）

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、様式第一の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改

正後の様式による証明書とみなす。

**附 則** (平成二十九年一〇月二七日厚生労働省令第一一八号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則** (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

第二条 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (令和元年六月二八日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置) 第一条 この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい

う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第二条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (令和四年三月二八日厚生労働省令第四五号)

この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

**様式第1** (第4条関係)

様式第1(第4条関係)

甲	収去証	

1 収去の相手方の住所又は事業所所在地  
2 収去の相手方の氏名又は法人名  
3 収去品名  
4 収去数量  
5 収去日時 令和 年 月 日  
6 収去場所

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条第1項の規定に基づき、上記のとおり収去する。

令和 年 月 日 所属

所属庁 序印

収去者 家庭用品衛生監視員 氏名 ㊞

備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A6とする。

2 この用紙は、甲片及び乙片の二片式とし、乙片は所属序印及び(印)を省略するとともに、「収去証」を「収去証控」と、「甲」を「乙」とする。

## 様式第2 (第5条関係)

様式第2 (第5条関係)

(表面)

第 号 氏 名 年 月 日 生 家庭用品衛生監視員証明書 令和 年 月 日 発行 所属庁	写真 ㊞ 所属序印
---	-----------------

12cm  
(裏面)

この証明書を携帯する者は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律により立入検査、質問又は収去をする権限を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律抜き出し

(立入検査等)

第7条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、家庭用品の製造、販売若しくは販売の事業を行う者に対する必要な措置をとらせるため指揮監督する権限並びに該事業を行なう者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは仓库に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験に必要な限度において当該家庭用品を収去させることができる。

2 前項の規定により指定された者は、家庭用品衛生監視員と称する。

3 第1項の規定により家庭用品衛生監視員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

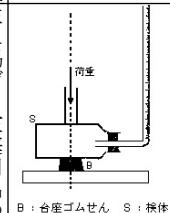
4 第1項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別表第1（第1条関係）

ベンゾ「a」ピレン	木材 （1）クレオソート油を含む 有する家庭用の木材防腐剤 及び木材防虫剤 （2）クレオソート油及び その混合物で処理された家 庭用の防腐木材及び防虫	木材 （1）クレオソート油を含 ること。 試料 1 gあたり 10 mg 以下である こと。 試料 1 gあたり 3 mg 以下であるこ と。					
ホルムアルデヒド	木材 （1）繊維製品のうち、お別に試験法で定める吸光度差が 0.0 しめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外 衣、帽子、寝具であつて、出生後 24 月以内の乳幼児 用のもの （2）繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつしこと。 （出生後 24 月以内の乳幼児用のものを除く。）、たび並びにかつら、つけまつた び、つけひげ又はくつした どめに使用される接着剤 家庭用エアゾール製品 繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生パン ド、衛生パンツ、手袋及びくつ した 家庭用接着剤 家庭用ワッカス くつ墨及びくつクリーム	試料 1 gあたり 75 mg 以下である こと。 試料 1 gあたり水銀として 1 mg 以下である こと。 試料 1 gあたり 75 mg 以下である こと。					
家庭用品 塩化水素又は硫酸を含有する住宅用の洗浄剤で液体状のもの（塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く。）	左に掲げる家庭用品の容器又は被包は、その品質及び構造が、次の試験に適合しなければならない。 1 漏水試験 2 落下試験	呼び内容量の内容液で満たされた住宅用の洗浄剤を通常使用する状態にした後、せんを締め、倒立して 24 時間放置するとき、漏れを認めてはならない。 呼び内容量の内容液で満たされた住宅用の洗浄剤を通常使用する状態にした後、せんを締め、120 cm の高さからコンクリート面上に、側面及び底面を衝撃点とするようにして 1 回ずつ落とさせるとき、破損又は漏れを認めてはならない。					
別表第 2（第 2 条関係）	基準						

	木材	庭用の防腐木材及び防虫
ベンゾ「a」ピレン	(1) クレオソート油を含む有する家庭用の木材防腐剤こと。 及び木材防腐剤	試料 1 gあたり 10 mg 以下である

3 耐酸性試験 呼び内容量の内容液で満たされた住宅用の洗浄剤を20±5°Cで30日間放置した後、2落下試験に定める試験を行うとき、破損又は漏れを認めではならない。



水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。)の項基準の欄に掲げる試験に適合しなけれども(水酸化カリウムばならない。)又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。)この場合において、「住宅用の洗浄剤」とあるのは「家庭用の洗浄剤」と、「耐酸性試験」とあるのは「耐アルカリ性試験」と読み替えるものとする。